

9. 檜山 幸夫氏

ひやま・ゆきお 中京大学法学部教授

日時 : 2001年11月30日

出席者 : 伊藤隆 有馬学 所澤潤 伊藤光一 服部龍二 黒澤良 矢野信幸
奥健太郎 大久保文彦 西藤要子 赤川博昭 高橋初恵

伊藤 きょうは、檜山先生にお願いしまして、お話をいただくということでございます。檜山先生について、本来は小池君がご紹介する予定だったんですが、小池君が来られないというので、所澤君にお願いしたら、所澤君はこれからすぐ出なければならないという話ではありますが、とりあえず、自分の役割だけを果たしてお帰りください。

所澤 それでは、檜山先生をご紹介いたします。檜山先生は日清戦争の研究で非常に有名で、台湾総督府文書も日清戦争の関係で着手されたということなんですが、きょうのお話のレジュメをみてもわかる通り、史料のことがいろいろ書いてありますので、僕は檜山先生の調査団に参加した時の印象から、きょう、先生があまり話さないんじゃないかと思うことをいくつか先にお話しして、どのくらい大変な作業かということをやっと理解していただきたいと思います。

まず、台湾省文献委員会というところに史料があります。この台湾省文献委員会というのは、現在は省政府がなくなってますので、ちょっと位置づけが変わっていますが、政府のそんなにレベルの高くない機関でありまして、役人として来ている方と、研究員でいる人達と、それから、歴史を編纂している人達が勤めています。これが非常に難しい組織で、難しいというのは意志疎通がうまくいかない組織で、毎年、行く度に対応が変わるという非常にやりにくい組織なんです。それで、檜山先生は、上は李登輝総統、大法官から、下は自動車の運転手の人達まで、こまめにずっと付き合っていて、そして、全てを掌握して、なんとか史料を毎年間違いなくみられるようにしているということで、非常にご苦労なさっています。

それから、だいたい毎年、30人から60人ぐらい台湾に連れていっているんですが、この10年間ぐらいは、だいたい年に予算が1000万から2000万。今年は3000万以上あったかもしれませんが、お金を出してくれている団体も、日本私学振興財団であったり、文部省の科学研究費であったり、トヨタ財団であったり、交流協会であったりと、いろいろな団体からお金を取っています。参加者も、最近こそ有名になったので、行きたい人は非常に多いわけですが、10年ぐらい前ですと、まだ、台湾の研究をするというだけでも変な目でみるような人達もいまして、なかなか参加者も集めるのが大変だったということもあります。しだいに、檜山先生などのご努力で、史料の価値が知られるようにな

って、参加者が増えています。毎年度、だいたい研究者が最低は30人から40人ぐらい
いっているんじゃないかと思えますけども、そのほかに学生が2、30人お手伝いに行っ
ています。だいたい学生は7月の末ぐらいに行って、9月の中旬ぐらいまで1ヶ月以上滞
在する。それで、研究者もだいたい2、3週間から1ヶ月以上滞在するというので、非
常に大きな人数を連れて、非常に集団を統率するのに苦労されていると思います。集まっ
ている方達は、大学関係、台湾史、近代史の方のほかに、地方史をやっている方、それか
ら、公文書館のいわゆるアーキビストになろうとしているような方達、大学院の学生も参
加しています。非常に統率が大変なので、土曜日、日曜日に各地に訪問して、各地の史料
をみて歩いたり、それから、昼食、夕食でいろいろ懇親会を開いたり、地元の研究者を呼
んでパーティをしたりと、非常に苦労されています。

だいたい20年ぐらいこういう形で研究が続いていて、いまの規模になってからだいた
い10年ぐらいだと思いますが、檜山先生が非常に気長に、そして、執念深く続けていた
ので、この史料が非常に価値のあるものだということが台湾社会に認められて、そして、
いろいろな形で注目されるようになったと思います。そして、檜山先生がずっと続けてこ
られたことで、日本の研究者も台湾に行って、史料を比較的自由にみせてもらえるという
状況になっていると思います。そのようにして、非常に長期に渡る蓄積のなかで、こうい
う史料の様子がだいたいわかってきたということで、きょうのお話も、そういう蓄積の上
でなされているということをもまず理解していただければと思います。

それでは、先生、お願いいたします。

檜山 ちょっと過分な紹介を得ましたけど、今年でちょうど20年、この文書研究をやっ
ています。その話はおきまして、「台湾における日本関係資料」というテーマで与えられた
ものですから、先般、小池さんに「一体何を聞きたいんだ」ということで改めて聞きました
ところ、「総督府文書の実態がどういうもので、いま、どういう問題を抱えているのかと
いうようなところまで含めて話をしてくれ」というので、どのぐらい皆さんが中身につい
てご存じなのがよくわからなかったものですから、資料として、少しいまままで私が出し
たものをコピーしたものを付けてあります。大枠で、1番から5番についてお話ししま
すが、時間がそうあるものでないので、できるだけい摘んで話をしていきたいと思いま
す。それから、私の手違いで、レジュメを伊藤先生の研究室に送ってしまったものです
から、ちょっと私がしゃべるためにメモったものをそのままコピーしましたので、ちょ
っと格好悪いなあと思って(笑)、実は、裏方が全部わかってしまうという。まずいなあ
と思っています。

早速入りたいと思いますが、現在、台湾省文献委員会が所蔵しています総督府文書とい
うのは3ページ目にあります。これは数字が違ってますね。あとで計算しないとわかりま
せんが、13,520冊ぐらいあると思います。それで、問題はあとでちょっとお話ししま
すが、レジュメの※のところをあとでまたご紹介します。これ以外に、文献委員会が持
っているもので言いますと、専売局の文書が一括してあります。それから、台湾拓殖株
式会社の文書も一括してあります。現在は、台湾省文献委員会はもともと省政府の機
関なものですので、台湾省政府が廃止された関係から、省政府が持っていた資料が全
部ここに移管

されております。まだ、整理が終わってないようですが、そういうことで、この機関は台湾に関係のある行政文書を保存している機関というふうに考えられたらいいかと思います。

伊藤 いま省政府とおっしゃったのは。

檜山 台湾省政府。いま、廃止になりましたから。

伊藤 それは独立後の。

檜山 ええ。1945年（昭和20年）以降です。台湾省行政長官の陳儀が来て以降の文書ということになります。

伊藤 それもここに入っているということですか。

檜山 ええ、そうです。近年、移管されたばかりですので、まったく整理はまだできてません。それから、2000年9月18日の台湾中部大地震でかなりやられたものも一緒に受け継いでます。

これが資料1の全体です。それから、歴史史料として総督府文書のなかで中核になるのが総督府公文類纂というのですが、これを資料1—2として7ページまで、まず永久保存版のもの、4,194冊分のリストを挙げておきました。それ以外が有期保存の文書と、それから、簿冊になっていないものが8ページから10ページのもので。

伊藤 簿冊になってないんですか。

檜山 1945年の敗戦のため簿冊にする前の段階のもので。一部、簿冊になっているものもあります。

伊藤 8ページからの分ですか。

檜山 8ページからのものです。

伊藤 第何巻とかと書いてあるじゃないですか。

檜山 これは文献委員会がそういう言い方をしているんですが、実際には、紐で綴ったようなものも含めて、巻数で彼らはカウントしてましたので、それをそのままの表記してあります。

それで、そういうふうなものなんですが、現在の状態にまでいった経緯を簡単に説明しようと思いますが、右に書いてありますので。

伊藤 そんなことは言わないでください。これは音声としては残らないから。

檜山 では簡単に言います。1945年（昭和20年）10月25日に安藤利吉が台湾総督と兼任で第10方面軍司令官をやっておりまして、安藤総督が中華民国政府の台湾接收委員として台湾を引き取りに来た台湾省行政長官の陳儀との間で降伏文書に調印したわけです。それ以降、これは私も調べているんですが、誰で何名だったのかはよくわからないのですが、総督府官吏が若干名残留しまして、文書を整理したんだというふうに言われています。それが全部完了して、47年の2月20日に、台湾省政府の秘書処の文書科に引き渡される。省政府の教育庁の地下室にこの時に保管されました。この建物は元の台北州の庁舎に当たります。ここの地下室に所蔵していた時に、その地下室が水漏れの事故を起こしまして、そして、膝ぐらいまで水が溜まっていたと言ってます。文献委員会がこれを引き取りに行ったのが1953年なんですが、この時に、もうあと半年ぐらい行くのが遅かったら、ほとんど全部だめになったろうというふうに言われています。ですから、棚の下

のほうにあったものは結局はドロドロになってなくなってしまったので、それを除いたものが現在残っているという状態だそうです。それから、53年に文献委員会に引き渡されて、台北の延平南路の倉庫に保管されて、さらに2年後に長安東路に移され、そして、そのあとは国共内戦の関係がありまして、疎開を始めるんです。58年に中和郷、いま台北県の中和市ですが、その民家に疎開しまして、さらに72年に、台中県の大里郷に疎開をした。そして、81年の6月に、台中から中港路を高速道路のほうに向かって行って左折し、高速道路の横に黎明新村というのがつくられまして、ここに台湾省政府の合同庁舎が二棟建てられ、その一棟の勤政楼という建物に移転しその地下に保管されたあと、92年1月20日に現在の南投県の中興新村に移されて現在に至っております。

南投県の中興新村というのは南投市から車で20分ぐらい手前にあるところで、台中からだいたい特急バスで1時間ぐらいのところですよ。こういうことになってますが、引き渡した文書はどのような文書であったかと言いますと、実は、現在文献委員会が持っているもの以上に、どのぐらいの分量なんだかは私もよくわからなかったのですが、恐らく5倍じゃきかないだろうと思う文書類が、この疎開の際に一括して焼却処分されたと言われております。11ページの資料2に載せましたのは、その当時、焼却処分するというので各部局に置いてあった総督府時代の現用文書を全部廊下に出して積んであったと。これから燃すんだというので全部積んであったところへ、たまたま省政府に勤めていた劉氏が落ちていた電報文を拾った。これを持って帰るところを知られるとまずいとは思ったので、ポケットに隠して持って帰った。これをざっとみたら、衆議院の台湾人に対する選挙権賦与のものであったので、彼は重要だと思ったので、家に持ち帰ってずっと隠して持っていたんだというのをみせてもらいまして、それをここで起こしました。そのことから、敗戦の段階で総督官房文書課に送られる前に各部課に残されていた現用文書は一括して焼却処分されたということがわかりまして、行政関係の文書は恐らくこの段階でなくなっただろうと思います。ですから、総督府の文書課に移管された文書だけが現在残されているとみていただろうと思います。

いま言いましたように、水漏れ事故によって、文書はかなり破損しております。この破損状態は、今日は持って来なかったんですが、いま発刊しています台湾総督府文書目録の第1巻に口絵で破損文書の状態を写真で載せてありますので、それをご覧いただければだいたいわかると思います。綿状になったものから、まったくの板状になったものまで含めて、かなり傷んでおります。そういう文書に対して、文献委員会がどういうふうに処置をしてきたかということで、これが3番に当たるんですが、私がいままで見たものをまとめてみますと、文献委員会による文書の破壊というのは6回あったろうと思います。

第1次破壊というのが、もともとが和綴本の簿冊なんです。これを大事にするんだと言って、どうも彼らは洋装製本に変えたんです。洋装製本にしたものですから、その文書(簿冊)に関する情報が記載(墨筆)されている背と底の部分を裁断してしまいました。このため表紙が破損していたり綴られている原本目次が破損してしまったものについては、実際には何の文書であったかよくわからなくなってしまいました現在、我々はあとで文献委員会が付けたものを、こういうものだと思っていまみているということで、これはやはり

文書破壊の一つだろうということで、第1次破壊ということで私がカウントしてあります。

それから、2番目は、この文書は大事なんだとまた彼らは考えまして、文書修復業者に修復をやらせたんです。ところが、台湾では、故宮博物館のようなところでは非常に技術の進んだ人達はいるのはいるんですが、やはり行政機関に定着するということはありませんので、結局、この文書についても、表装業者に依頼しまして、彼らが修復を始めたんです。で、どういうふうな修復の仕方をしたかという、貼り付いているのをそのまま竹べらでサーッと剥がしました。通常だったら、水に漬けて剥がれるのを待ちますね。そういうことは一切やりませんで、そのままどんどんやったもんですから、ばらばら落ちるんですね。落ちたものに裏打ちをしていました。そうしますと、たとえばわかりやすい言い方をしますと、この枠の部分だけ残っているのがあるわけです。これだけを裏打ちしてペタッと貼っているんです。そうすると、これは何もないんです。枠の部分しか残ってないというのがごそごそ出てきまして、われわれは何回も彼らに「これは修復じゃなくて破壊だからやめるべきだ」ということを言いましたが、業者自体が日本語が読めないもんですから、剥がれたものがどこに付くのかもなんにもわからないというようなことで、かなりのものがここでなくなってます。

3回目は、さらにこれをCD化するというので、CDの業者によってCD化を始めたんですが、これは紐を全部切って簿冊を完全に解綴し、ばらばらな状態で入力作業を行うのですが、その際に事前に文書に番号も何もふらずにいきなり解綴・入力を行っていました。さらにこのCD業者は文書の知識をもっていないから、その結果、彼らが入力作業を終らせて返却されてきた文書を見ますと、本来綴られてあった順番になっておらず、文書がごちゃごちゃになっているんですね。明らかに読んでいるし、ものも飛んでいるし、なければならぬ文書がなかったり、あってはならない文書が入っていたりして、訳のわからないのがいっぱい入ってくるというようなことがありまして、誤綴がここで起こりました。

それから、4回目は、事前に文書に番号を付けるという作業による誤綴ということですが、これはわれわれが前述のような誤綴を避けるために事前に文書に番号をつけるように進言し、それを理解した文献委員会が番号をつけることになりまして、鉛筆で番号をふり始めました。しかし、これが解綴した文書が何冊も積み上げたままの作業でした。このぐらいの部屋に5、6人ぐらい女の人がいて作業しているのですが、私がたまたまみている時に、積んであった山がドーンと崩れたんです。文書学の専門家がいなかったため仕方ないのですが、このため、全く判らなくなった簿冊があります。このため、われわれは目録を作っている時に非常に困りまして、そこで、いま、われわれが作っている目録には、この文書が入っているが、本来はここに入るものではないという情報を入れてあります。しかし、われわれは限られた期間のなかでの作業であるため、いろんな簿冊を検証しながら元の場所に戻すという作業までは行う時間がないので、編纂目録での記載では、どこに入るべきものかについては書くことは困難です。そこで「注意」ということで、目録の利用者がわかるように記してあります。それから、入っていないけれども文書が綴られていない場合は、恐らくどこかにあったんだろうから、これは現在残ってないとか、

入っていないというふうには注意書きだけをしておきました。

それから、さらにもう1つ厄介なことをしてくれたのは、中央研究院がこの文書に関わりまして、総督府文書のなかに入っている地図だけをコピーしたのです。これがまた元のところに収めてくれなかった。大卒で院生を中心にやらせたようでして、コピーをとってから元へ戻したのですが、元の場所に戻っておらず、全然違うところに入ってくるというようなことが生じています。行政文書における地図類とは、行政行為として必要なものですから、同じようなものが一件の文書のなかにも数多くあり、文書と地図を詳さに見ないと、元の状態に戻すのは困難です。やはり、このような原文書を作業として使う場合には、文書学専門家や史料学の専門家が直接かかわることが重要でしょう。

それから、6番目ですが、今度は、原状の解体ということで、3ページ目の※をちょっと見ていただきたいんですが、中央研究院が蔵書番号の10343～13246番までの2,904冊分を解体して、もう一度綴り直してしまったのです。それから、さらに13247番～13845番までの599冊分ですが、これも同じように解体しまして、綴り直している。順番の入れ替えを行った理由は、どうもこの順番がおかしいんじゃないかということでやったというんですけど、やったあとですから、われわれはどうにもならなかったんです。少なくとも、元どういう状態だったかというぐらいのことは記録しておくのが常識ですが、それすらやられていない。ただ、文献委員会から、「実は中央研究院がこうやっており、バラバラにされて困っているの、あなた達、注意してくれないか」と言われたんですが、やはりいくらなんでもわれわれ日本人が「あなた達のやっているのはまずいよ」ということは言えないんです。それで、しょうがないというので、いまはどうしようもないんですが、とりあえず、何番が何番に移ったかという一覧表だけは彼らは作ってくれていたのを見てみることにしました。ところが、これを見て驚いたのですが、多くの文書は元の文書と解体後の文書の照合は可能でしたが、一部にそれが全く判らない文書がありました。それは一つの文書を分割したもので、しかも、新たに纏められた文書が複数の分割された文書で合わされたのです。このため、分割文書の何がどの文書に移されたのか、新たに纏められた文書は、どの文書の何と、どの文書の何であるかが判らなくなっているのです。このため、これらの文書を使う時には非常に注意をしなければならないのは当然ですが、更に樺太庁文書の事例でいうと、これにより当該文書は歴史の研究史料としての価値を殆んど失ったといつてよいでしょう。そういうようなことで、文書破壊という3番目の項目を立てておきました。

今度は、大きい2番になりますが、総督府文書の史料的特徴ということで、総督府文書というのはどういうものであるかということをお話します。まず、この文書をみる時に外地統治構造と台湾総督府ということを押さえないと総督府文書というものは理解できないだろうと思います。と言いますのは、外地統治機構、特に台湾総督府というのは、法制度上は、たとえば台湾総督は法律に代わる命令を発することができるという律令制定権というのを持っているんです。この律令制定権は非常に強大な権力なんだというふうに一般的に言われてますが、実際には、台湾総督は律令制定権を持ってないんです。これは日本の外地統治の機構上の問題なんですが、最終的に決定するのは政府でして台湾総督ではな

いということです。では台湾総督が律令を制定したいなと思った時にどうするかと言いますと、主務大臣にこういう法律をつくりたいと稟申書を送りまして、主務大臣がそれを受けて、主務省で検討します。そして、原案を、たとえば主務省が内務省だとしますと、内務大臣から閣議に法案制定のための閣議請議をするわけです。閣議決定されたから、天皇に上奏されてから公布されるわけですが、この時にたとえば主務官庁、例えば内務省が台湾総督府からあげてきたものをそのまま黙って閣議に出すかと言いますと、そんなことは絶対ないんです。全て内務省が検討し、内務省の考えに従って訂正を加えています。さらに、内務省がだめだと言ったものについては、総督府は取り下げざるを得ないんです。非常に強い監督指揮権を中央政府の官庁は持ってました。そのために総督府は東京出張所を置いて、たえず政府機関と交渉しなければならなかった。そういう経緯は総督府文書を見ると非常によくわかります。法案ですから、監督官庁の内務省の指導も受けなければいけないし、それから、もう1つは法制局の指導も受けなければなりません。特に、明治30年代の後半になりますと、法制局は非常に強い力を持ってきますから、法制局からかなりクレームが付けられて、原案をほとんどだめにされるというようなことがたびたび起こっています。それから、総督府文書のおもしろさは、政府に法案の原案を稟申したもので政府が認めてくれなくて廃案になったものについて、その廃案となった文書をそのまま「廃棄」と題して保存していることです。これは非常におもしろいと思います。これらのことから、台湾統治研究をするためには、台湾総督府文書を見るだけでは不十分であっても、政府関係の文書をみないと、最終的な決定はわからないということになります。

それから、律令制定の問題と言いますのは、実は台湾総督府には緊急律令制定権というのがありまして、緊急的な問題については政府の許可を得る前に律令を制定する権利を持っていました。ところが、明治30年以降昭和20年まで、緊急律令は発令されたことがありません。その理由は何かと言いますと、実は明治30年だったか、匪徒刑罰令というものを制定した時に、併せて臨時法院条例というものを制定するんです。当時は三審法ですから、地方法院、覆審法院、高等法院という3つの裁判所がありました。これは、人権の立場からみると必要なもので、内地でも同様に三審制でした。それが臨時法院ですと、一審終審となり、被告にとって極めて不利なものでした。このため、この制度を導入するということに対して、司法省と法制局が大反対するんです。結局、緊急律令で制定してしまいましたから、既に何人もの者を処罰しているわけです。これは匪徒刑罰令ですから、多くの場合判決は死刑です。さらに判決から処刑の時間が短いため、判決が下された多くの被告に死刑を執行しておりました。この法令は認められないが、既に施行されている以上、そして死刑が施行されている以上、その事実を誤とすることもできません。国家の威信もあり、さらに総督の責任問題（内閣の責任も当然追求される）もあり、その整合性を考え、最終的に臨時法院条例を廃止するという法令を制定させて、それを一旦は臨時法院条例を施行させるという形式をとりますが、それを認める条件として、もう緊急律令は施行させないという内約を取ったようです。そのためと思われますが、これ以降、昭和20年敗戦時まで緊急律令は一度も発令されていません。最後にこれを出したのは、敗戦後の昭和20年10月25日でした。日本の敗戦により、ポツダム宣言により台湾が中国に返

還されることになり、私有財産を含めて、日本人の在台財産は凍結すること、それから、以後の法令については、中国政府が発行する法令が以後の法律であるということを含めた法令を出すこととなります。いわゆる総督府の終焉を示すために出されたのが最期の緊急律令です。というようなことで、法令上は巨大な権限を持っているような形になってますが、実態的には台湾総督にはそんな権限がないということになります。

さらに、台湾教育令にみられますように、そのものが枢密院の諮詢事項の場合もあります。台湾教育令は枢密院に諮詢されて、枢密院によって決定されています。そのために、台湾総督府文書には教育令関係の文書は殆んどありません。いわゆる総督府の行政機関としては、行政官として使うための資料しか彼らは作成もしないし、保存もしないんです。彼らにとってもみれば、原案を出した以降は全部東京で決めてますから、わざわざ総督府にどうだろうかなんて問い合わせを一切しませんから、その関係でなんの書類もないんです。そして、最後に決定された通知書だけが来ます。ところが、教育令は官報で掲載されてますから、その資料も必要ないんです。ですから、総督府にはこういったような類のもの、ファイルはされていないということです。

さあ、そういうことで、きょう、実はお話したかったのは、台湾総督府文書から見える日本の行政文書とは何かということです。一体、この台湾総督府文書から何が見えるのかということなんですが、私はいま非常に危機感を持ってまして、この間の情報公開法の施行以来、どうも大量に文書が捨てられたようです。一体何をどう捨ててきたんだということすら詳らかではありません。この問題については別に論じるとして、かかる日本の公文書破壊のなかで史料学的な視点からお話をしたいと思います。幸いなことに、総督府文書は戦後日本の行政機関が関わらなかった関係から、中国側、台湾側が持っているものですから、一切何も手を付けられず、昭和20年10月25日の段階での文書がそのままの状態に残されています。そのお陰で、行政機関というものは、こういう文書は持っていたんだということがここでわかりますので、そこでこの文書から日本の行政文書はどのようなものであったかについて、お話をしたいと思います。

まず、総督府文書の3番目ですが、「文書の保存規則と文書利用規則」ということで言いますと、台湾総督府の場合は明治29年9月8日に民政局の文書保存規則が制定されています。台湾総督府の文書の扱いは、永久保存と15年保存、5年保存、1年保存という4つのレベルに分けて保存されていました。通常、われわれがみるのが永久保存文書ということになります。ただ、昭和20年に日本が敗戦したことから、これが非常に幸いなことに、15年保存分も5年保存分も昭和の末期についてはあるんです。各部局に置いてあったものは残っていないですが、そのまま文書課に送られた15年保存分、5年保存分、1年保存分というのはありますので、これはみることができます。これが不幸中の幸いです。それで、どういようなものを永久保存とするかということですが、ここに書いてありますように、「法律命令ノ制定更正又ハ」云々というようなものについては第1種とすると。それから、法令等に関わるようなもので指令だとか、通牒、回答、主たる文書、その他のものなかで、6、7年間参照する必要があると認められるものを15年保存とした。それから、3年間は参照が必要であろうと思われるものについては、第3種の

5年保存とし、それ以外のものについては、一括して1年保存というようにされていました。この1年保存文書については、文書課長の段階で判断し、民政長官の決裁を経て廃棄処分するという規定が民政局の文書保存規則にあります。

利用規則というのは12ページから13ページに書いておきましたが、やはり総督府の官吏に限らず、官僚というのは、前例を踏襲するというのが1つの考え方ですから、そのための参考資料として活用しようと思います。このため、文書課に閲覧室という程ではないのですが、各部局の者が調べに行くときに使えるスペースを作っておりました。そのために、閲覧規則というものが定められていました。閲覧規則を読みますと、基本的にはその場で閲覧させるというよりも貸し出しというのが基本になっていたようで、各部局に文書が貸し出されている。そこで参考に使えるようにということで、彼らは文書を保存管理していたということがわかります。それに併せて、彼らが見えるように検索性の目録を作成していました。公文書についての目録というのは、基本的に文書課の職員が見てわかるようなものになっていたと。だから、逆にいうと、現在われわれが使う時に非常にわかりづらいわけです。彼らは毎日見ているので、自分達が整理したものだからわかるわけです。自分でタイトルも付けてるし、編綴もしてますからね。だから、問い合わせがあったら、ここにあるよと出せるわけですが、われわれは歴史家で行政機関のことを全然知りませんから、そうしますと、原文書に綴られている目録だけで当該文書を探そうとしても、そう簡単には探し出せない。いわゆる件名で書いてあっても、一体何がそのなかにファイルされているのかがよくわからないというのは、こういう理由からなんだろうと思います。こういうふうにご利用されていたということで、この貸し出し手続きについては13ページに書いてありますので、13ページの資料3-3というのを見ていただければいいと思います。どんどん先へ進むとしまして。

伊藤 あんまり急がなくてもいいですよ。

檜山 あっ、そうですか。では、もうちょっとゆっくり（笑）。次に、「永久保存文書と有限保存文書」についてですが、これが実は私がどうしてもわからないのは、出張復命書の取扱いについてです。ここであげる事例は、目録の8巻に載せたものです。これは明治36年の簿冊です。明治35年11月から36年の1月にかけて、ハノイで博覧会が開かれた。ハノイの博覧会が開かれた時に、総督府の技師の柳本が出張しているわけです。その出張した時に復命書を出します。その復命書がたまたま永久保存として保存されていたんです。これは保存されていたので、これを口絵にしたのは、絵がきれいだったものですから、なにせ総督府の文書目録というのは文字しか書いてないのでつまらないんです。少しぐらい色をつけようかと思って、それで、この絵を載せたんですが、これを載せる以上は解説を書かなきゃいけないというので、ちょっと解説を書いたんですが、解説を書いてわからないことが出てきたんです。なぜこれがファイルされているのかがよくわからないんです。

これをお回しいたしますから、あとで見ていただくとしまして、と言いますのは、この時に柳本はハノイの博覧会だけに出張したのではないんです。香港に行って、ハノイに行って、それから、シンガポール（新嘉坡）に行って、台湾に戻ってきた。出張命令として

は、香港、ハノイ、シンガポールの出張命令書です。彼は台湾に帰ってきました、それから、僅か20日ぐらいで大阪に出張しています。それは、大阪の内国博覧会がこの時開かれたからです。この時の大阪の内国博覧会というのは非常に大きい博覧会で、台湾は台湾で初めてじゃないですかね。総督府が組織的に参加をしまして、台南にあった北白川宮が泊まったと言われている民家を移築しまして、その建物を建てて、それから、台湾風の庭園をつくって、そして、台湾建築で展示場をつくりまして、食堂と喫茶店を開いたんです。実はこの喫茶店が重要なんですが、喫茶店では烏龍茶と台湾の菓子を販売していました。日本の内地にも需要を広げたいということで喫茶店を置き、そして、烏龍茶は日本茶よりもおいしいんだという宣伝を始めた時なんです。そういうふうなことで、大阪の内国博覧会というのは総督府から言っても非常に重要な博覧会ですし、ハノイの博覧会から比べますと、総予算でも、確か一桁違うはずなんです。ものすごい金を使っているんです。その時に、柳本はその最高責任者なんです。博覧会の委員長として、彼は委員会を組織してまして、そして、大阪に行きまして、ずっとそこでやっているんですが、その出張復命書はファイルされていないんです。なんにもないんです。それから、もう1つ言いますと、シンガポールと香港の復命書もないんです。このハノイしかないんです。どうしてそれがわかったのかというと、柳本の復命書に、出張復命書第一回分と表紙に書いてあるからです。そして、民政長官に送った復命書の文言に、「今回、第一回分としてハノイのものだけを報告する。香港、新嘉坡については第二回分として報告します」と書いてあるからです。だから、別途に出しているはずなんです。

ところが、それが残っていないということで、一体どこが境界線だったのか。法文上は「復命書については、重要なものだと思われているものについては残します」という規定になっている。ところが、実際によくみると、この復命書は残っていて、別の復命書は残ってないということがあります。たとえば海外出張なら全部残っているのかというと、そうではない。それから、ものの重要度から言うならば、大阪の内国博覧会のほうがはるかに重要だったはずだけでも、それが無い。さらに、では海外の博覧会ならば全部残っているのかというと、このあと、日露戦争をやっている最中にアメリカのセントルイスで博覧会をやっていますが、その博覧会の復命書はないんです。ですから、なぜハノイのだけが残っているのか。パンフレットがきれいだったからかなぁと考えたりもします。ところが、台湾で博覧会を開くという計画は、彼らは持ってないですから、将来の参考資料としてこのパンフレットを残したというのもどうもいま一つよくわからないというようなことで、実は、これは私はまだ謎なので決めようがないのですが、少なくとも出張復命書のようなものについていうと、基本的には、永久保存にはなっていませんと。ところが、たまたまこういうものが残っている。残すものと残さないものとの線引きの基準がよくわからない。

この前の年の例を挙げますと、後藤新平と新渡戸がドイツに出張に行っております。この時に重要な問題を起こしているのは、ドイツで人工樟脳が完成したとあって、そのドイツの会社から台湾総督府にこの販売権を売ってやるから買えとやってきた。で、買うか買わないかということを経督府で検討しまして、それを後藤新平が行って関係者と会って、

本物かどうかを調べたということがありました。これは後藤新平文書のなかに非常に克明に出ているんですが、この時に、当然出張復命書を書いている筈ですが、これはファイルされておりません。というようなことで、重要な人物、大物が行ったからといって、復命書が残されているということでもなさそうだということになります。

一体、行政官僚はどういう文書を重要なものと考えたのか。これはこれから事例をたくさん集めて考えてみる必要があるだろうと思います。それはわれわれがこれから歴史史料をみる時に、なぜこれが残ってて、なぜこれが残ってないのかということを見る1つの手掛かりとして、やっぱりこういうものを丹念にみていく必要があると思います。それと併せたものがこの殖産課の高田平三の塩田調査の復命書です。これは資料4に載せておきました。これは13ページにありますが、たまたま国立国文学研究資料館史料館に所蔵されているものです。彼の塩田調査復命書を一部分だけをここに載せてありますけど、7番の項目で彼なりの意見を述べております。これは非常に重要でして、台湾での塩の専売制を導入する時のかなり決め手になる彼の意見書なんです。のちに制定された台湾食塩専売法をみてますと、かなりの部分がこれに基づいて法令が制定されているというようなことから言いますと、法令制定の、または制度をつくる時の材料として、この復命書は非常に大きい役割を果たしたろうと私は思うんです。ところが、これはファイルされていません。そういうようなことで、一体何が基準なのかはよくわからない。大変申し訳ないんですが、私にはその理由の結論はわかりません。今後、こういうような廃棄された文書を探しながら、なぜ残されたのか、なぜ廃棄されたのかということを考えてみたいというふうに思っているわけです。

次が、この総督府を含めまして、行政官僚にとっていちばん大事な文書は、では一体何なのかということを考えようということでも見たのが3番目です。「返還された台湾総督府文書」ということで、13ページからリストをちょっと挙げておきました。返還された総督府文書というのは、戦後、台湾側から返還されたものなんですけれども、これは外交記録として、外交史料館が持っております。ここではリストだけを挙げましたが、この一覧をご覧になっておわかりだと思いますが、総督府にとって大事だと思っていたものを彼らは返還を要求しまして、返還してもらっているわけです。ほとんどが人事なんです。個人利益なんです。私がどうもここに鍵があるだろうということ、近年、ひたすら一体役人というのは何を大事にして、何を粗末にしたのかということを考えるようになりまして、そこでいまここに挙げたリストを載せてみました。

これをあとでじっくりご覧になればおわかりだと思いますが、どうも彼らは自分の退職金を含めて、人事関係書類を最も重要視したんじゃないだろうかというふうにまず考えたわけです。これが4番です。資料6は15ページから「文書分類法」ということで挙げてみました。まず、私は総督府の文書の分類法に注目をして、16ページにメモ書きがありますから、メモをちょっとみていただいたほうがわかりやすいかと思います。総督府の文書は各門ごとに分かれてますので、門別分類になってます。この門別分類の変遷をみてみますと、明治28年から昭和19年まで11回改定されてますので、都合12種類の分類になっております。

これを人事を主体においた時にどういうふうに分けられるかということで、私は3つに分類を試みました。第一次の分類期というのを明治28年から37年。これは分類の内容からいうと、第1期から第3期の3期分に当たります。これは第1門に皇室門。のちに皇室儀典というふうに分かれたりしますが、第1門に皇室が入り、第2門に官規官職が入っています。人事関係は官規官職の一部が入り、さらに第10門と8門にそれぞれ人事関係が入っていました。

ところが、明治38年から大正13年分（第4期から第8期）に当たる第二次分類期で見ますと、第1門に秘書門というものが置かれます。この秘書門に集中管理されるということになります。その集中管理された明治38年分の一部を、資料6—1、6—2で載せてあります。これはまたあとで説明します。まず、秘書門に集中させているということ。但し、職員の数の多いところ、警察、司法、教育とか、役人の多いところについては、第3門の警察門、第6門の司法門、第7門の教育門のなかに、それぞれ分けて人事関係を入れてある。恐らくこれはこういう理由になると思います。メモ書きの右側に書いておきましたが、第一次分類期における文書の分類方法では、総督府の官僚達もどうも検索するのが不便で不便でしょうがない。特に人事について、誰がいくら年金をもらえるのかとか、給料の昇給申請が出てきたんだけど、その人物の略歴を調べなければいけません。そういうものを調べようと思うんだけど、その個人履歴を出すのもすごく大変だったようなんです。そこで分類法を変えるんだということが『民政事務成績提要』に書いてありますので、多分これに基づいて、明治38年から分けたんだと思う。特にそのなかでも、人事の多いところについては、こういうようにそれぞれの各門に分けたんだろうというふうに思います。さらに、それだけでは収まらないので、進退のみ別綴にしたということです。その別綴も使いやすいうように、矢印でわざわざ書いておきましたけれども、これは明治38年分については、進退第1巻から17巻までというナンバーでふられております。総督府の文書はいわゆる巻番号が本体の番号と、追加の1、追加2という番号と、それから、これは表題のほうには出てこないのですが、多分背かなんかには進退と書いてあったんだと思います。さきほど言いましたように、いま、背が全部切られてないものですから、よくわかりませんが、多分その進退1巻、2巻というように分類されていたんだと思います。この進退は1月から12月までそれぞれきっちり分けられてここで保存されているということから、特に、彼らにとって、いちばん利用価値があり、そして、最も煩雑だったのが人事だったんだろうと思います。

ちなみに、総督府の文書を見ますと、たとえば定期昇等昇級では、昇等昇級申請をやるわけです。昇等昇級申請は各部局の長から出されるわけです。一覧表が出まして、彼の経歴略歴が添付されているわけです。これに対して、総督府秘書課がこれを照合するわけです。それで、計算します。計算式が個人別に全部書いてあります。何年何ヶ月とそれぞれ線を引かして、合計いくつだと。そうすると、これは基準に合っているとか、合っていないとかね。合っていないので、これは消されるというふうなことで、通常の彼らの業務のなかで、やはりいちばん大切だったのは、昇等と昇級と、それから、年金と恩給というようなものだったんだろうと私は思います。総督府文書からみると、それが非常に多かったん

だろうと思うんです。そういうことから、あえて進退文書というものがこういうふうに分けられたんだろうと思います。

さらに、38年以降の特例としましては、特殊文書というものが別途につくられました。やはりこれもあまりにも多過ぎて、わかりづらいということだったんだろうと思います。普通文書と特殊文書というふうには2つに分類されてきて、そして、財務、通信、総務、殖産、土木に関係のあるものが特殊文書として別綴になってます。もちろんこれは別にはありますけれど、総督府文書としては、永久保存文書として一緒に入っていますので、みることができます。財務でいうと、予算、決算書はここに入っていますので、これをみれば、細かいことが全部わかります。それから、この特殊文書については、特例に依る秘密文書としまして、ちょうど日露戦争だったものですから、日露戦争については、戒厳令については、これをみればわかるようになってます。おもしろいもので、やっぱり秘密かなあと思ったのは、戒厳令が敷かれて、船舶の航行が制限されたんですよ。ところが、澎湖島という島は必ずしも自給ができるところじゃないものですから、食糧が足らなくなるんですよ。そこで島民が本島のほうへ食糧を取りに行こうと思うと、海軍がだめだと言ってだめだ。みんなが食べ物なくて困っているというので、澎湖島の庁長から総督府宛に、「なんでもいいから軍と掛け合って食糧を送ってくれ」というようなこととか、バルチック艦隊が来る云々という問題がありまして、漁民が漁に出られないので、そこで、「漁に出られない。生活が困るんだ。どうにかしてくれ」というようなものも全部このなかにファイルされていますので、これはおもしろいです。こういうようなものが特殊文書として、このあと綴られるようになります。

さて、私の興味関心はその人事ですけど、人事についてみますと、第三次の分類期、大正14年から昭和20年のこの時期がやはりいちばんおもしろいと思うのは、結局、なんだかんだと言っても、総督府にとっていちばん大事なのは人事だと。それは、ここで人事門が第1門になるんですよ。法律、命令、全て文書ですから、文書門というのが第2門に落ちると。明らかに彼らにとってみると、本当に大事なのは俺達の給料だというのが非常によくわかるような分類法になっているということがこのなかでわかるだろうと思います。

ということは、逆の言い方をしますと、歴史史料として、各官庁が残したものをわれわれは情報公開でみようと思った時に、恐らく最初に人事が出てくるだろうと。やたらと人事門しかないだろう。ところが、人事については、恐らくプライバシーの保護という問題があるから、やたらと消されるだろうと。そうすると、一体何にも残ってないんじゃないかというのがいま私のいちばんの危惧なんです。それはこの文書をみてつくづくそう思いまして、そういうふうなことから、ちょっと結論的な言い方をしますが、日本近代史の研究者というのは台湾総督府文書をまずじっくりみんなでみたほうがいいよと。近代行政文書というのはどういうふうにつくられてて、どうなっているのかということをやることが最初じゃないだろうかというのがちょっと早いですけど、結論じみたことですが、私がいま考えていることなんです。

では、次に、総督府の廃棄文書というものをちょっとみてみようと思います。台湾総督

府は丁寧な機関でして、廃棄した文書についても、廃棄文書目録というものをつくって、総督府文書のなかにファイルしているんです。これが非常におもしろいです。これは明治29年の総督府の公文類纂の第5巻に綴られている明治30年分の廃棄文書の目録の一部です。文書保存規定からしまして、5年を超えていますから、恐らく廃棄しようとしたんだと思います。廃棄するものについては、原議目録をつくらなければいけないという規定になっていますので、原議目録をつくっているんですよね。それを民政長官のほうに送ります。それで、民政長官がそれでオーケーするので、この目録については、民政長官に送られたものとして永久保存になるんです。即ち、目録だけになるというのがこれなんです。ところが、もう捨てられちゃいましたから、われわれは、この中身はみることができません。けども、どういうものがこのなかにあったのかというのがわかるだけじゃなくて、一体何が起こっていたかというのがすごくよくわかるんです。

歴史家としての興味関心からすれば、たとえば台湾総督が上京する時には、台湾にいる各国領事にはちゃんと通知がいつているとか、民政長官が出張する時も同じように各領事に通知するというような問題から、あまり残されていないもので、たとえば清国住民の上陸人員の明細表、これは台南県から送られてきたものです。彼らは安平（清朝時代の安平・打狗）から入ってきますから、当然管轄が台南県になります。台南県から人員の明細表を総督府に送られているわけです。ところが、総督府としては、「そうか」ということで、永久保存にわざわざしないで、そのまま捨ててしまっているのですが、こういうような統計資料というものがこのなかにあったんだということがよくわかります。それから、これも今回はともかく時間がなかったもんですから、廃棄文書のなかでおもしろそうなものだけをピックアップしてこれに載せただけです。裏は取ってませんけれども、明治30年代に上陸条例が制定されたということもあって、清国人との間でかなりトラブルが起こっているというのはここからよくわかると思います。それから、それ以外に、たとえばロシア人が台湾の原住民を殴ったとか何とかで、これが問題になったとかいうような当時の実態を示すようなものが廃棄文書の目録のなかからみることができるので、廃棄文書目録というのも、極めて重要な資料としてわれわれはみる必要があるだろうということです。ということは、もう1つ言いますと、官庁がこれから歴史史料として提示する時に、廃棄文書目録はなければいけないということで私は糾弾したいと思っています。これだけのものがあるはずだ。たとえば5年保存のものを廃棄した時にはこういうリストがついていたはずだと。だから、これは提示すべきであるという要求をすることはできるだろうと思います。そういうことで、この廃棄文書目録というものも活用していきたいというふうに思います。

こういうことからみますと、台湾総督府の廃棄文書というものをみた上で、こういうことが言えるだろうと思います。即ち、4番に書きましたように、実態的にみると、現存する公文書といわれている行政文書というのは、文書保存規則ではなくて、文書廃棄規定によって残されたものだ。保存するということが大前提で行政官庁は文書を保存しているわけじゃない。彼らはともかくまず捨てるということから考えている。捨てるということのなかで、どうしてもこれだけは捨てきれないというのが残っただけだと。まず、われわ

それは発想を変えて、そこから近代の文書、または現代の文書をどうやって残していくのかということ議論していかないとだめだろうと。それはどういうことかということ、現在ある行政文書を将来に渡って残そうと思った時に、行政官吏に任せるということはできない。彼らからいうと、内規が決まっているんですよね。内規が決まっているからそれに従ってやっているだけなので、彼らには罪がないわけです。内規そのものを直してもらわなければ困るわけです。そういうことからいうと、やはり誰が判断するかというのは、行政官に任せてはどうにもこうにもならないぞということをお私言っているのではないかと思います。そういうことで、総督府の文書を、私は近代史史料を考えるという視点のなかでみていきたいというふうに思って、その構造なんかをずっと調べているんですが、よくわからないのがまだまだありますので、結論は出てません。

最後に、総督府文書の抱えている問題点なんですが、これは台湾側の問題を中心にここでは書いておきました。1つは、「史料学の専門家と共同した専門的な技術者による修復」が必要だろうと。これはさきほど言いました文書修復という名の大量破壊というのが行われたということからの理由です。もう1つ、やはり台湾に欲しいのは、「アーキビストの養成」なんですけれど、それ以上に必要なのは、アーキビストの「社会的地位の確保」です。これがどうしても必要だと。これが台湾の場合には大幅に遅れてまして、研究者と研究者でない者との差というのは、給料だけではなくて、たとえばシンポジウムの時の待遇まで含めまして、ものすごい雲泥の差がある。そういうことから、やはりこれを確保することが大事なんだろうと。それから、もう1つは「近代史料学の構築」ということになります。

それから、2番目は「文書史料のデジタル化とインターネットによる公開」なんですが、実は、さきほど言いましたように、さきほどのナンバーの2000番台以前だと思うんですけど、台湾省文献委員会が自分でCD化してあります。それから、それ以降については中央研究院がデジタル化をしております。それは一括して、2000番までのものを文献委員会が持ってますが、このコピーと、それから、中央研究院がやった2000番台6000番台までのものは現在中央研究院が持ってます。そして、一応彼らの説明によると、今年の12月にインターネットによる公開をしますということをお言っているんですが、やるかやらないかについては、諸説があつてよくわかりません。ただ、今年の6月に東アジア近代史学会で、そのCDを持ってきてもらいまして、とりあえず公開してみようということでやったんです。どういうものなのかとやってみようと思ってきましたんですけど、解凍しないんです。全然開かないんです。2000番までのものは、Windowsができる前に入力していることと関係しているようです。機械が全然違う。まったく違って、何をやってもだめだったんです。それから、複雑な暗号があつて、それでも開けなかったというような説明をしていたんですが、それだけじゃどうもなさそうなんです。これはちょっと私もよくわかりません。一応調べてもらってはいるんですが、いずれにせよ、いままでのわれわれの経験で言いますと、日本のコンピュータを持って行って、台湾のソフトを入れてみると開くんですけど、変なものが出てくる。台湾で売っているコンピュータを買ってきて、台湾のソフトを入れるとだいたいそのまま出るんですが、日本のコンピュータを持

っていくと、どういう訳だか按配が悪いのがあるんです。これはなぜこうなっているんだかはよくわかりませんが、このデジタル化による問題というのは技術的な問題なんですけれど、何かこれをクリアしなきゃまずいかなと思っています。

この問題はもう1つ日本の国内でも言えると思います。インターネットによる公開というのは恐らく有料化だろうというふうに一般に言われてます。無料でやってくれるならいいんですが、有料化ということになると、考え方として、公文書館でもどこでもそうですが、そこにあるものについては、たとえばマイクロフィルムを撮ったり、コピーを取ったりするのは実費を払うのは当然という。だけど、自分で撮影するというものについては無料ですね。ところが、パソコンでみた時に、これをみる以上はプリントするという前提なんでしょうから、みるというだけでお金を取るぞということになりゃしないかと。そうすると、実質的な意味での有料化という問題にならないのか。これはいままでの図書館や資料館の考え方と違う考え方が多分ここでは必要になるだろうと。将来的にあらゆるものが民営化ということになると、図書館まで民営化されて、借り出すたびにお金を取られるなんて話になりゃしないかということをおはちょっと心配してます。そういうふうな意味で、「実質的な有料化」ではないのかということです。

それから、3番目のあえて「発展途上段階の台湾史研究」という言葉をつけたのは、ご承知のように、戒厳令が解除されるまでは、台湾史研究というのは最も危険な思想の持ち主が行っているものであり、中華民国に対する反逆者であるということで、絶対に禁止されていたものです。そのために、台湾史を研究するという研究者はいなかったんです。ともかく身の危険があるので、誰も台湾史は研究できませんでした。あくまでも中華民国史しかできなかった。台湾史であえてやった人は、抗日運動史だけです。抗日運動史もあまりやると、国民党に対する抵抗運動史につながるということもあって、あまりやられてないというようなことから、戒厳令が解除されて以降、一気に出たということから、どうもまだ完全な段階に達してないんです。この場合の発展途上というのは日本時代の研究という意味です。清朝時代、オランダ時代についての問題ではありません。そういうことから、「私物化」という問題があるんです。これをどういうふうに台湾側が今後解決していくのかということが大きい問題になるだろうと思います。さらに、「高等教育機関における人材育成」というのは、この間、張炎憲と呉密察がカリキュラマーをつくったりしまして、ちょっと努力したんですけど、結局、これは法案成立はできませんで、やっぱり人材育成ということをやっついていかないと、日本時代についての研究ができないぞということになると思います。

それから、もう1つ、日本での台湾人類学者の受け入れの問題です。近年はだいぶ日本史のほうに来る人もあるのかもしれませんが、私が少なくとも知っている限りで言いますと、歴史で台湾史をやると言って留学してくる学生はどれも東洋史のほうに分けられて、そっちにいかされていると。本人は日本史のジャンルの台湾史をやりたいんだと。ところが、東洋史にいて、指導教授は中国史をやっているとか、按配がよくないというようなことを言っております。そういうことで、日本側もこれは考えなければならぬだろうというふうに思います。

次に、4点目の問題は、これはちょっと厄介な問題なんですけど、実は、台湾総督府文書についてどういうふうな認識がなされているかということでもいままで私が経験したことで言いますと、1つは戦利品なんだと。「抗日戦争の戦利品として、われわれはこれを持っています」ということを中央研究院の有名な研究者達が言っている。私もだいぶこれについては憤慨をしていたんですけども、「総督府文書も歴史史料なんだし、みせてもいいんじゃないの」という話をしたら、「お前ら、日本人が何を言っているんだ」と言われまして、その時に素晴らしい言葉を私は投げ掛けられまして、「敗戦国民が何を言っているんだ」と言われました。10年以上前ですけど、あの時、初めて敗戦国民という言葉を知りました。その意識はいまだに彼らのなかから抜け切れてないです。それから、もう1つ、文化財なんだという認識があるのはすごくいいんですけど、文化財なんだからなかなかみせないという逆の方向に進んでいまして、この2つをどうにかして転換してもらなければ、これから先、これ以上なかなか進まないということ、実は、日本人の研究者が理解してないと思わずいよと。われわれはそういう認識をあまりみんな持ってないと思います。台湾側との付き合いといっても、そこまで深く皆さんは付き合い合っていないでしょうから、または利害対立をしながら付き合いをしている人というのはそういないもんですから、恐らく彼らが生で出すということはあまりしないと思います。たとえば、名前を挙げてしまうと張炎憲が言った言葉でいうと、「これはもうお前ら日本人にはみせない」と。ある日本の文書の史料だったんですけど、なぜかという理由を彼は、「台湾人が全部使い終わるまで日本人にみせたら、台湾人が研究成果を出せない。だから、みせない」と言ってみせてくれないのがあるんです(笑)。気持ちは非常によくわかるので、まあ、ある程度の段階まではそれは認めてやらなければしょうがないかなという気はするけれども、総督府文書総体にこれを被せられると、今後、下手をすると、なかなかみられなくなる可能性があるんです。台湾省文献委員会は、台湾省が廃止になって以降、所属が決まらなかったんですけど、来年の1月1日から国史館の下に付くことになりました。国史館というのは中華民国史の編纂をしているところで、代表的な史料としては、蒋介石文書を持っています。というようなところなんですけど、その館長にいま張炎憲がなっているんです。去年から、特に私も彼と意見が合わなくて、彼が館長になってから以降なんですけど、今年は夏にちょっと意見調整をやったんですけど、これは俺達のものなんだということを非常に強く強調されまして、これからあと、下手をすると、日本人にみせないぞということをお願いできないなという。これがいま私のいちばんの危惧なんです。と同時に、こういう問題があります。さきほど中央研究院がCD化してますね。これをインターネットによって公開するというのに、実はクレームをつけていたのは張炎憲なんです。これは公開するなというようなこともありまして、どうもそこらへんがはっきりしません。こういう問題を少なくとも現在は抱えています。ということで、1時間ちょっと過ぎましたので、とりあえずあとは質問ということで。

伊藤 非常に貴重なお話をありがとうございました。いろいろ皆さんご自由にご発言いただきたいと思いますけど、私は最後のところは、アーキビストの問題といい、これは台湾の問題というよりも、日本の公文書に関する問題点とまったく同じだというふうに思いました。

お話のなかで非常に強調されたのは、公文書というのは人事が中心だというお話でありまして、それを一切の部門の配列の問題でお話しなさったんですが、入り口のところは返還文書の話で話が始まりました。返還文書は、日本が台湾統治をどうしたかというふうな話ではもちろんなくて、日本に帰って来た役人達の経歴、恩給、その他を計算するために必要だと。軍人の恩給その他の計算に必要だというふうなことで請求したわけであって、特にどの文書が重要だということと直接には関係なからうと思います。

ただ、私も国立公文書館には何回か行きましたけれども、最近はまだ全然行っておりません。というのは、役に立たない。個人文書のほうがよほど役に立つということでもあります。とって、公文書館をまったく無視するなんていうことは到底できることではありませんで、非常に重要な文書もたくさん入っている。ただ、おっしゃる通り、選別の問題で、基本的には制度の制定のプロセスがわかる史料はない。結果だけがあるということは確かです。ですから、おもしろい文書というのは、たとえば国立公文書館の文書のなかでも、公文雑纂といったようなところに入っているということであって、なんとか門とかいって麗々しくありますが、なかをみると、決定文書である。それは場合によっては、官報に出ている。そういうものが編綴されているという感じで、ただ、そこに関わった人が判子を押しであるということ、そこからどういうふうに展開させていくかということを考えることはできるんじゃないかというぐらいのことです。ただ、私が聞いているところでは、公文書館でも、編綴してないもののがかなり大量にあって、それはまあ、おもしろいもののがかなりあると言われております。

この台湾総督府の史料の問題の非常におもしろい点は、確かにおっしゃった通り、敗戦によって編綴の仕事がストップしたわけでありまして、ですから、最後のほうは編綴以前の状況で残されたわけです。そうすると、編綴以前の文書というのはどういうものであるかと。要するに、廃棄以前ですね。しかし、これは各部局ではなくて、総督府の文書科に上がってきた文書ですから、その前段階はあるわけで、それはもちろんわからない。これは国立公文書館のいまの現状と同じことですね。そういう形で、文書保存が行われるということは、日本の公文書保存の一般的なあり方だということだと思います。ただ、日本の国立公文書館も未編綴のものをたくさん持っていると聞きましたけれども、未編綴というのはただ廃棄をしたあとのものなのか、廃棄する前のものなのかはよくわかりませんが、とにかく戦時になって忙しくて編綴はもうできないから、そのまま積んでおいてあるということで、台湾の場合、同じことなのか、違うことなのかわかりませんが、その各段階において、どういうふうな選別がされているのかということの実態、つまり、公文書学と言いますか。そういったものを研究するためには非常に貴重なデータではなからうかという感じがいたします。

恐らくこれは朝鮮総督府の文書もほとんどきちんと残っている話でありますから、それと比較をすると、またこれもおもしろいんじゃないかと思いますが。朝鮮総督府の文書は公開にはなってないですか。

檜山 目録はもう出てますね。あとソウルでマイクロがみられると言ってました。釜山にある原文書はみせてもらえないという話でした。

伊藤 あれも生半可な量じゃありませんので、それとちょっと非常に広い意味でのプライバシーと言いますか。プライバシーというよりもむしろそこに登場してくる人物のデメリットになるような文書、つまり対日協力者があるがゆえになかなか公開できないというふうな話も聞きました。

恐らく台湾の場合は、外省人がやってきてやりましたので、台湾人に対して、別にそういうふうな配慮はあまりしなかったのかもしれませんが。いま、台湾の人達のこの文書の取扱い云々というお話がございましたが、私がみて感じるのは、台湾人と外省人のもの見方がまったく違う。つまり、私もずっと昔文献委員会に行きました時に、それはほとんど外省人でありました。ところが、図書館の台湾分館がございすね。あそこに行きまして、偉いさん、つまり、長の付く人に会いますと、だいたい外省人ですが、それ以外の人は台湾人でありまして、これは非常に対応がまったく違う。恐らくいままた台湾人と外省人の問題というのはいろいろ出てますけれども、将来的には……。戦利品だというふうな発想は、外省人ならそうですよね。台湾人は別段戦勝国民じゃありませんから。

檜山 本当はそうなんですよ。私に言ったのは台湾人ですよ。

伊藤 ああ、そうですか。長年の教育で、外省人化した台湾人もいるんだろうと思います。いろいろ問題の多い非常にご苦労なお仕事で、これは大変だなあと。私は前に檜山さんに誘われましたけども、さすがにこれはちょっと逃げました。夏の暑い時にあの台湾に行くなんてとんでもないと思って(笑)、とても体がもたないと思ひまして、ご遠慮申し上げたということです。どうぞほかの方、ご自由にご発言ください。

檜山 1つだけ。いまの先生のお話で、ちょっと誤解があったかなと思っているんですが、総督府の文書は、特に前半期はものすごいおもしろいです。法案が成立するまで政府とやり取りをやりすね。そのために、交信記録が全部残っているんです。どこの条文をどう変えるかということについても、たとえば法制局が強い力を持つまではかなりやり合いをやってますから、法案成立過程はだいたい読めます。ただ、これは明治30年代の後半ぐらいまでが非常におもしろい。それからあとは、決済文書ばかりになってくるのでつまらなくなるだろう。

伊藤 一応往復文書はあることはある。

檜山 全部あります。決済文書だけということはないです。

伊藤 東京大学の百年史をやった時に、あれも一応公文書ですから、みてまして、いちばん役に立ったのが往復文書ですね。これは文部省との往復文書、それから、関係するほかの省庁との往復文書が綴り込まれているやつで、これがいちばん……。

檜山 そうですね。さきほど言いました台湾総督の緊急律令の問題で、法案が成立してから、天皇が公布するまでの間ものすごい時間がかかっているんです。半年以上かかったのは、理由が裁可しないということで、裁可しないといっても、出した法令をなかったことにするというわけにいかないの、それをどうやったら取り消せるかということでもものすごく苦心するんです。そこのやり取りがものすごくあります。だから、そういうことでは非常におもしろい史料がたくさん入ってはいます。

伊藤 朝鮮の場合も、台湾の場合もそうですけども、独自の法を施行するわけで、それか

ら、独自の財政を持っております。しかし、台湾の場合は、かなり国内からの持ち出しというものは少ないわけですが、朝鮮の場合は非常に多い。そこで、総督か政務総監かどちらかが必ず東京にいて、東京事務所で頑張っているというのが実際の状況で、これはまだ公開されてませんが、大野禄一郎の史料のなかに大野禄一郎の日記があるんです。これは遺族がまだ持ったままなんですけども、そういうのをみても、やっぱり総督と政務総監が相互に行き来して、その間に公信だけではなくて、私信で、いま、東京でこんな状態になっている、台湾でこういう状況になっているというのをお互いにやり取りしているという記録がありまして、これは公文書よりもよほどおもしろいですね。

檜山 そうですね。

伊藤 田健治郎の日記も台湾総督の時の記述をみていると、やはりしょっちゅう行き来している。台湾総督になるのはうれしくない。あれはみんな早死にするとかという話で、行きたくないんですね(笑)。私も総督になったわけじゃないんですけど、行きたくなかったんで、誠に申し訳ないです。

檜山 とにかく彼らは台湾にいないです。みんな東京にいますから。

伊藤 朝鮮総督の場合はかなり朝鮮にいますけどね。政務総監と入れ替わりです。

檜山 そうです。

伊藤 服部さんはどうですか。

服部 貴重なお話をありがとうございました。いくつか確認させていただきたいことがあるんですけども、まず、最後におっしゃっていた台湾省文献委員会は新店市にある国史館の分館になるんですか。

檜山 それをはっきりしないんです。文献委員会は拒否しているし、最初は付属機関にしようとか、一部局にするとか、いろいろ案が出ていたんですが、どうもまだ最終的に決まらずで、とまあ法案だけは出ているらしいんですけど、12月の議会で立法院で決まるということになっているだけです。ですから、職員がどれだけ削られるかということも含めて、決まらずで。

服部 Iの3の⑤⑥のところで、中央研究院による誤綴の話が出てきますね。これは近代史研究所のことですか。

檜山 私は詳しく言いませんでしたが(笑)、あの彼女が中心になったプロジェクトで、学生を使ってやったんです。それでこういう問題が起こって、私もその場を少し覗いたりしていたんですが、それはちょっとあの学生達でできるのかなと思うようなことをやっていました。彼女がずっと付いてやってるならまだいいんですけど、ほとんど彼女は台北にいて、学生達にやらせているだけだから、ちょっと無理だろうとは思ったんですけどね。文献委員会もなんか口を出せなかったというんです。

服部 それから、最後のところで非常におもしろいなと思ったのは、インターネットによる公開ということが予定されているということでしたけれども、これもやっぱり近代史研究所みたいなのところですか。

檜山 基本的には台湾史研究所だと思います。

服部 台湾史研究所というのはもう正式に立ち上がっていますか。

檜山 ないです。まだ、準備中です。研究所にするということでの申請をするぞという話は数年前から聞いているんですけど、まだ出してないんじゃないですか。

服部 わかりました。ありがとうございました。

大久保 よろしいでしょうか。台湾総督府管制が出るまでの軍の機関だった時の台湾総督府と、正式に行政機関になったあとの台湾総督府の区別というのは、現存している公文書からでもわかりますか。

檜山 わかりますけど、そんなに極端に違いはないです。中央政府の台湾事務局がなくなって、それに代わって、拓殖務省が監督することになったぐらいじゃないですかね。そう組織的に、整備はされますけども、基本的には変わってないです。

伊藤 人事の簿冊はだいぶご覧になりましたですか。

檜山 ええ、人事はいっぱい読みました。目録をつくる時なんかは読まなければいけないものですから。

伊藤 台湾総督府の上のほうはだいたい内務省、拓務省人事ですか。

檜山 あれは日本の国内と同じじゃないですか。高等官の場合には、裁可が必要なものは上奏文を添付して出します。だから、それは基本的には変わってないと思います。

伊藤 台湾総督府の役人で、高等官の異動という場合には、内地への異動もあるわけでしょう。

檜山 あります。

伊藤 それはどっちが発議しているみたいですか。

檜山 いや、それはそれぞれ違いますね。たとえば逓信省からこの人物を欲しいとって申請をして、逓信省からもらうというのもあります。なんとも言えないです。同じように割愛の書類もありますから。

伊藤 だいたい人事がどんなふうに動いているかというのにもみえてきますか？

檜山 ええ。人事については全部ファイルされてますから、全部読めます。若干注意だけすれば、行政行為ですから、その1人の人物だけで、たとえば電報文がいくということはないですから、何人か連名で、こいつはオーケーはしたとか、こいつはだめだったという通知が来ますから、そういうことで周辺をきちんとみながらやらないといけないということはあるんですけど、大枠で全てみることができると思います。ですから、たとえば関東庁ができた時に、台湾総督府からいきますから、あの書類はごっそりあります。関東庁ということでは出てこないで、あくまでも職員の異動ですから。

伊藤 県の知事クラスだと高等官ですか。

檜山 高等官ですね。

伊藤 これは内地の人事ですね。

檜山 そうです。総督決済ではないです。

伊藤 それから、台湾人の行政官は。

檜山 それも、地位が上がってくれば内地になります。ですから、彼らのものもありますし、それから、職員録というか、官報に載ってこない高等以下の者がファイルされてますから、囑託まで含めてファイルされます。職員録に囑託は入らないですよ。だから、逆

に総督府文書を見ると、囑託まで全部わかりますので、そうすると、たとえば台湾人を囑託にする場合もあるし、内地の大蔵省の財務関係の者にその業務を囑託するとか、その時に給料を払うとか、払わないとかというやり取りまで全部入りますから。

伊藤 もう何十年か前ですけども、私が行った時に、あれを完訳して、緑色のを出してましたね。あれはまだやっているんですか。

檜山 あれは批判されまして、終わりになってます。いまといいますか、今年の10月ぐらいまでですかね。テーマ別に各研究員が文書を集めて、翻訳をして、それについて解説をするというスタイルに変わってます。

伊藤 私が台湾に行った時は、まだ非常に危ない時期だったせいかは知りませんが、それを持ち出そうと思ったら、エアポートで引っ掛かりましてですね。

檜山 そうすると、20年以上前の話じゃないですか。

伊藤 そうです。

檜山 それはハードカバーのものじゃないですか。

伊藤 いえ、ソフトカバーのやつです。

檜山 ちょっと小さい。

伊藤 そうです。

檜山 あの頃は厳しかったですよ。

伊藤 なんで引っ掛かったのかなあとって驚いたんですけど、これは台湾省の発行のものだということで説明をしたんですけども、その飛行機が出る寸前までオーケーが出ませんで、最後に、奥の手を出しまして、何応欽と一緒に写した写真をみせましたら、通りました(笑)。そのために、何かことがあったらまずいというので、わざわざ岸さんに頼んで、何応欽との面会をセットしてもらったんです。その頃は、まだ非常に危険でありまして、台湾の人から話を聞くのは非常に大変でありました。ホテルはやっぱり盗聴の危険性があるからというので、道を歩きながら話を伺う。二・二八の話だったもんですから、外でやる。向こうも「絶対室内では」と言うんです。でも、あの人達はかなりルーズなところもありまして、テープが回っているのに平気な顔をしてしゃべっているんです。ですから、そのテープを押さえられると大変だということで、すごく神経を使っただけですけど、テープのほうはあまり問題にしないで、その本のほうに集中したものですから、助かりました(笑)。

檜山 私の友人で淡江大学の教授になったのがいまして、日本史を教えるというので、日本史関係の本を持っていったんです。ダンボールで2箱分ぐらいありましたかね。持ち込み禁止で全部没収されまして、彼は参考書なしで授業をやらされて、何もできなかったと。あの頃、本当に社会科学系はだめでしたね。

伊藤 そうですね。「中央公論」とかは持ち込み禁止になってました。それから、週刊誌も女性の裸があつたらだめと。チラッとみえてもだめという時代でありましたので、何も持っていわずに行きましたら、台湾大学の先生のうちへ行きましたら、机の上に「中央公論」があるじゃないですか。「えっ、これは持ち込み禁止になってますよ」と言ったら、「いや、ちゃんとアンダーグラウンドの通路がありまして、なんでも入ってきます」という話

で、そうか、裏と表でやっぱりあるんだなあと感心しましたけど、なんでもやはりそうですね。

檜山 そうですね。私がいちばん危険を冒したのは、地下出版で『蔣経国伝』が出ましたでしょう。それをもらったんです。それで、日本に持ち帰ろうとしたのですが、帰国の直前にくれたもんですから、隠す場所がなくて、しようがないから、日本人の留学生に頼んで1年寝かしまして、それを翌年きれいに隠しまして、それで、持ち出しました（笑）。

伊藤 いまはそういう心配はだんだんなくなりましたね。あの頃を考えると、本当に様変わりですごいものだと思います。これはお話には出ませんでしたけど、アメリカと組んでマイクロ化という話をその時はしておりましたが、どうなりましたか。

檜山 あれは断ったんだと言ってました。

伊藤 どっちがですか。

檜山 台湾側が。自分達でやるといってつくったのがいまのマイクロフィルムなんです。これはまた非常に出来が悪くて、たまたま私はその場にいたからよくわかっていたんですが、学生がカメラをここにセットしますでしょう。ただ、こうやってめくっているだけなんです。だから、2、3枚重ねて、重なっているぞと思いつつも、これで終わりなんです。焦点を合わせてないでしょう。文献委員会のマイクロフィルムをみられるとわかりますけども、ほとんどがぼけているんです。非常に読みづらいですね。そのマイクロをつくるというのは、アメリカ側からの申入れがあったので、彼らからいうと、プライドがあって、それなら自分達でやるといって、あの当方でマイクロをつくるのに2000万円ぐらいかかっているはずですよ。

伊藤 あの時、アメリカの言うとおりにやっていたら、もうちょっとましなものができるんじゃないかと思います。

檜山 と思います。ただ、その時も、くっついているものを剥がすということはできなかったですから、その点では破壊にはなってなかったんです。ただ、くっついたらそのままこうやってくれてましたから。

伊藤 1冊丸々くっついちゃっているのもずいぶんあるという話をその時聞きましたですね。

檜山 あります。板状になってますから。国立資料館の保存科学を専門にしている青木さん、彼女に何回か行ってもらっているんですけど、「これは解体できるぞ」と言ってました。ただ、綿になっているのがどうにもならないので、これはどういうふうにするかはわかりませんが、「とりあえず冷凍保存して、何百年かのちに技術が開発されたら開けるようにという処置をしたほうがいい」と言ってました。

伊藤 ほかにご質問の方はいらっしやいませんか。5時半も近いので、そろそろ終わりにしようかと思いますが、よろしゅうございましょうか。檜山先生、本当にどうもありがとうございました。

(終わり)